第十八条第一項の表附則第十一条の二第二項の項を次のように改める。

附則第十一条の二第二項	次の各号に掲げる	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）が一を下回る
	法第四十四条の二（法第四十四条の三から第四十四条の五まで	同条（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五まで
	当該各号に定める率	名目手取り賃金変動率

とする。

一	法第四十四条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）が一を下回り、かつ、同項に規定する物価変動率（以下「物価変動率」という。）が名目手取り賃金変動率を下回る場合	名目手取り賃金変動率
二	物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合	物価変動率

第十八条第一項の表附則第十一条の二第二項第一号の項を削り、同表附則第十一条の二第三項の項及び附則第十一条の二第四項の項を次のように改める。

附則第十一条の二第三項	物価変動率が	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する物価変動率（当該物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率。以下この項及び第五項において「物価変動率」という。）が
	法第四十四条の三（法第四十四条の五	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
附則第十一条の二第四項	次の各号に掲げる	名目手取り賃金変動率が一を下回る
	法第四十四条の四（法第四十四条の五	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
	当該各号に定める率	名目手取り賃金変動率

とする。

一	名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合　名目手取り賃金変動率
二	名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（物価変動率が一を上回る場合を除く。）　物価変動率

第五十四条第一項ただし書中「次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める率」を「物価変動率が名目手取り賃金変動率（改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率をいう。以下同じ。）を上回るときは、名目手取り賃金変動率」に改め、同項各号を削り、同条第二項ただし書中「次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める率」を「物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回る場合は、物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率をいう。）を上回るときは、名目手取り賃金変動率」に改め、同項各号を削る。

第百二十二条第一項ただし書中「次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める率」を「物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率」に改め、同項各号を削り、同条第二項ただし書中「次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める率」を「物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回る場合は、物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率をいう。）を上回るときは、名目手取り賃金変動率」に改め、同項各号を削る。

（令和二年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部改正）

第三条　令和二年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「令和二年度」を「令和三年度」に改める。

本則中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、本則の表中「一・二二三」を「一・二二二」に、「一・二三三」を「一・二三二」に、「一・二五九」を「一・二六〇」に、「一・二六六」を「一・二六五」に、「一・二七二」を「一・二七一」に、「一・二八二」を「一・二八一」に、「一・二九三」を「一・二九二」に、「一・二九四」を「一・二九三」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（旧地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

2　令和三年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金若しくは同法附則第九条に規定する旧遺族年金又は同法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金若しくは同法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金の額については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
文部科学大臣　萩生田光一